

## 大村市保育士等継続応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の保育所等における保育士等の定着を図るため、予算の定めるところにより、市内の保育所等（市が設置するものを除く。以下「交付対象施設」という。）に勤務する保育士等に対し、大村市保育士等継続応援金（以下「応援金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等 保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師及び保健師をいう。

(2) 保育所等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた同法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業（当該事業所の従業員の監護する乳児及び幼児のみを保育の対象とするものを除く。）を実施する施設

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、教育課程に係る教育時間の終了後等に教育活動を行うもの

(3) 基準日 応援金の交付を受けようとする年度の4月1日をいう。

(4) 休業期間 次のいずれかに該当する期間が連続して30日を超える場合における当該期間の初日から末日（末日が日曜日その他の休日である場合は、これらの日の前日）の属する月の末日までの期間をいう。

ア 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に

規定する介護休業の期間

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業の期間

ウ 疾病若しくは負傷又は身体若しくは精神の障害による休業の期間

エ その他市長が次条第1項第1号に規定する勤続期間に算入することが適当でないと認める期間

（交付対象者等）

第3条 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（交付対象施設を設置する法人の役員並びに交付対象施設の園長及び副園長の職にある者を除く。）とする。

(1) 基準日において、交付対象施設における常勤（1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上継続して勤務する勤務形態をいう。以下同じ。）の保育士等としての勤続期間（現に勤務する交付対象施設を設置する法人における休業期間を除く。）が次のいずれかに該当する者

ア 36か月以上48か月未満

イ 72か月以上84か月未満

(2) 応援金の交付を受けた年度以降、常勤の保育士等として継続して交付対象施設に勤務する意思を有する者

2 前項第1号に規定する勤続期間（以下「勤続期間」という。）の算定に当たり、職種の変更、退職等により交付対象施設における常勤の保育士等として勤務しないこととなった者が、当該事実の発生した日から90日以内に再び交付対象施設における常勤の保育士等として勤務することとなった場合、異動により再び交付対象施設における常勤の保育士等として勤務することとなった場合その他市長が特に認める場合にあつては、従前の勤続期間を合算することができる。

（応援金の額等）

第4条 応援金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号アに該当する者 50,000円

(2) 前条第1項第1号イに該当する者 100,000円

2 同一の交付対象者に対する応援金の交付は、前項各号に掲げる交付対象者の区分

につき1回限りとする。

(申請の手続)

第5条 規則第5条の規定により、応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による申請書に経歴書、雇用証明書及び保育士等の資格を有する証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(応援金の支払等)

第6条 応援金の交付決定の通知を受けた者は、応援金の支払を受けようとするときは、様式第2号による請求書に応援金の交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(応援金の返還等)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けた者に対し、応援金の交付決定を取り消し、既に交付した応援金の返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第8条 規則第24条の規定により、規則第13条の規定による状況報告、規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出及び規則第16条の規定による補助金の額の確定の手続は、省略するものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。